

1. 建設業事業所の3つの労働保険とは……

(1) 事務所・工場の労災保険（略して事務所労災）

工事現場以外の業務を行う労働者の万一の労災事故の際に必要な給付が受けられるものです。

工事現場以外の業務の一例としては、①工場・作業場で、木材を加工する、製品を作る ②資材置場の片付け ③工事作業を伴わない保守・メンテナンス ④事務・営業の業務 などがあります。

これらの工事作業以外の業務中のケガ等は、現場労災では補償されませんので、工事現場以外の業務を行う労働者（工事現場の業務と兼務する場合も含まれます）を1人でも雇っていれば、事業主は事務所労災の加入手続きを行い、保険料（全額事業主負担）を国に納付する必要があります。

注）未加入のときに労災事故が発生したときは、現場労災と同じように、保険料の徴収、費用徴収制度があります。

(2) 工事現場の労災保険（略して現場労災）

建設の工事現場で働く労働者の方の万一の労災事故の際に、必要な保険給付が受けられるものです。

詳しくは、「工事現場の労災保険」をご参照下さい。

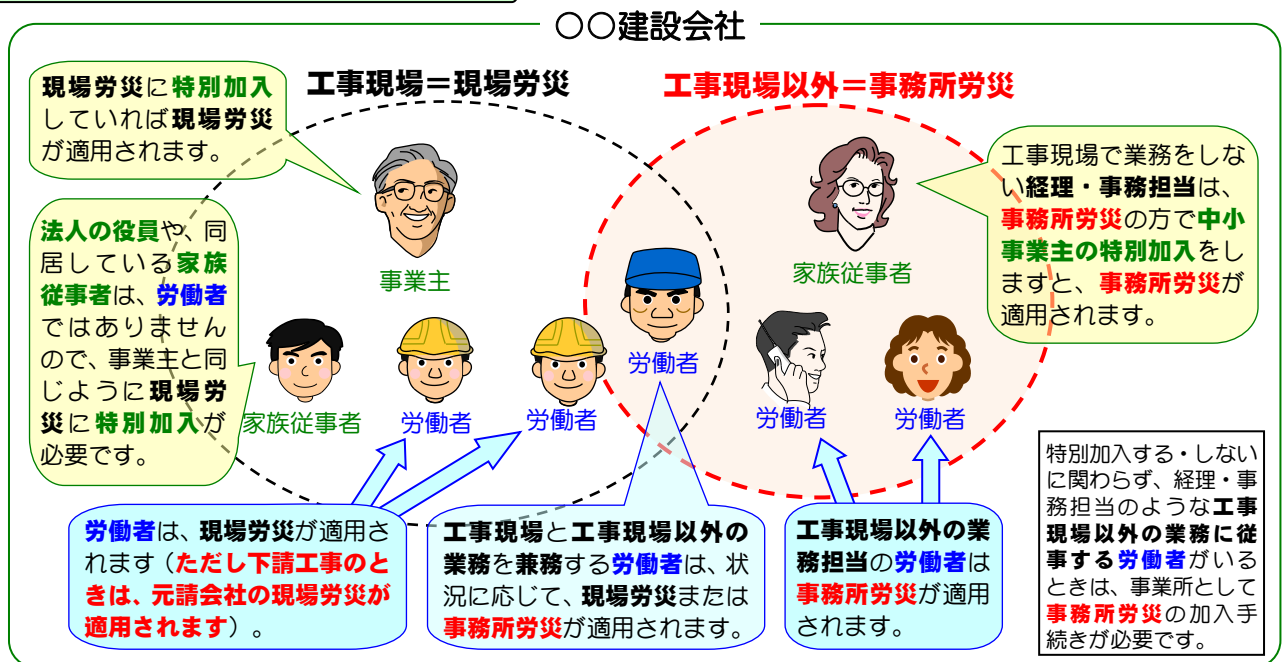
(3) 雇用保険

労働者が失業した場合などに必要な給付が受けられます。詳しくは「雇用保険のしおり」をご参照下さい。

2. 特別加入制度について……

現場労災と同じように、事務所労災には、労働者を常時使用する事業主、家族従事者、法人の役員等が加入できる特別加入制度があります。事務所労災の中小事業主特別加入は、労働保険事務組合に委託し、特別加入申請書を提出し、国から承認を受けることが必要です。承認を受けた方を特別加入者といいます。

建設業における現場労災と事務所労災



事業主・家族従事者・役員等

- ①現場労災に特別加入していても、工事現場以外の業務中のケガは、現場労災では補償されません。
- ②工事現場と工事現場以外の業務の両方で補償を希望される場合は、特別加入も現場労災と事務所労災の両方に加入してください（ただし、両方とも、事業主本来の業務、特別加入者のみで行う業務等は適用外です）。
- ③特別加入の保険料はそれぞれ別個に必要で、給付基礎日額を選択して加入します。

労働者（常用、日雇い、パート、アルバイト等）

- ①工事現場の業務中のケガ→現場労災、工事現場以外の業務中のケガ→事務所労災 が適用されます。
- ②現場労災の保険料は元請工事の金額で計算し、事務所労災の保険料は**労働者の賃金**で計算します。
- ③工事現場と工事現場以外の業務を兼務する労働者は、毎月の業務日報・出勤簿等でそれぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金を把握します（その賃金を合計して保険料を計算します）。

3. 事務所労災の主な給付は……

給付の種類等は、**現場労災**と同じです。「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

4. 事務所労災で労災事故と認められるものは……

(1) **労働者**の場合

事業主の支配下にあるときに、業務が原因となって発生した事故で、下記の2つの要件が必要です。

- ① **業務遂行性**（事業主の指揮命令下で仕事をしていたこと）
- ② **業務起因性**（業務と災害との間に相当因果関係が認められること）

(2) **特別加入者**の場合

- ① **労働者**の**所定労働時間内**に**特別加入申請した業務**、及びこれに直接附帯する業務中の事故
 - ② **労働者**の時間外労働または休日労働に応じた就業中の事故
 - ③ ①または②に**前後して行われる業務**を特別加入者のみで行う業務中の事故
- 注) **事業主本来の業務**（株主総会・取締役会・事業主団体の会議への出席、得意先の接待等）、**特別加入者**のみで行う休日労働等における事故等については、**事務所労災は適用されません**ので、ご注意ください。

◆「通勤災害」「労災事故とは認められないもの」については、現場労災と同じです。「**工事現場の労災保険**」2ページ4.の◆のところをご参照下さい。

5. 労災事故が発生したときは……

事故速報に、事故発生日時・場所、事故時の業務内容、災害の発生状況などを記入し、FAXして下さい。
事務所労災には元請け・下請けの区別はなく、**労働者を雇用する事業所の労災を使用します**。
その他の手続き等は、**現場労災**と同じです。「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

6. 特別加入の申請手続きは……

現場労災と同じように、**特別加入**するには、**加入希望日より前に申請**することになっています。
遡つての加入はできません。「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

7. 事務所労災の保険料は……

工事現場以外の業務の主たる業務の種類により、**労災保険率が決まります**。（下記は業種の一例です）

- ア. 工場・作業場で、木材を加工する → 木製品製造
- イ. 工場・作業場で、機械器具を製造する → 機械器具製造
- ウ. 作業場・資材置場で、片付け、整理、道具の手入れをする → 営業・事務等
- エ. 営業・事務の業務を行う → 営業・事務等

① **労働者**の保険料

= **労働者の年間の賃金総額** × 労災保険率

賃金総額 (万円)	年間保険料(円)		
	木製品製造 14/1000	機械器具製造 5/1000	営業・事務等 3/1000
200	28,000	10,000	6,000
300	42,000	15,000	9,000
500	70,000	25,000	15,000
1,000	140,000	50,000	30,000
3,000	420,000	150,000	90,000
5,000	700,000	250,000	150,000
10,000	1,400,000	500,000	300,000

② **特別加入者**の保険料

= **給付基礎日額** × 365 日 × 労災保険率

給付基礎日額	年間保険料(一人当たり/円)		
	木製品製造 14/1000	機械器具製造 5/1000	営業・事務等 3/1000
3,500	17,878	6,385	3,831
4,000	20,440	7,300	4,380
5,000	25,550	9,125	5,475
6,000	30,660	10,950	6,570
7,000	35,770	12,775	7,665
8,000	40,880	14,600	8,760
9,000	45,990	16,425	9,855
10,000	51,100	18,250	10,950
12,000	61,320	21,900	13,140
14,000	71,540	25,550	15,330
16,000	81,760	29,200	17,520
18,000	91,980	32,850	19,710
20,000	102,200	36,500	21,900
22,000	112,420	40,150	24,090
24,000	122,640	43,800	26,280
25,000	127,750	45,625	27,375

+

- ・ **賃金総額**とは、労働保険料の対象となる賃金について、**事務所労災の対象となる労働者の年間賃金の合計**のことをいい、賞与等を含みます（3ページ8.ご参照）。
- ・ 労災保険率は、事業所の **業種** によって決まります。上記以外の業種の方はお問い合わせください。

◆ 給付基礎日額は、収入等を考慮して選択して下さい。
◆ 給付基礎日額は、ご加入の **翌々年度以降**の年度更新【準備】の際に、その時点での収入に見合う額に変更することができます。※所得証明書が必要な場合があります。その際はご協力ください。

8. 労働者の賃金総額とは……

賃金総額は、**事務所労災**の保険料を計算するために、大変、重要なものです。

事務所労災では**専任者**と**兼務者**がありますので、下記のことにご注意の上、賃金総額を算出してください。

< **工事現場以外の業務**が「営業、事務、作業場の片づけ、道具の手入れ」の場合の**例**です。 >

①営業・事務専任の労働者の場合



労働者

私は、**営業**担当です。

総支給額 30 万円



労働者

私は、**事務**担当です。

総支給額 20 万円

毎月の賃金（非課税の通勤手当も含んだ**総支給額**）の**全額**と、**賞与**の**全額**を集計します。

②工事現場と、工事現場以外の業務（営業等）との兼務の労働者の場合

毎月の業務日報・出勤簿などで、それぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金を把握しておきます。



労働者

私は、工事現場の仕事と**営業**とが**半々**くらいかな。



労働者

私は、工事現場の仕事がほとんどだけど、**時々**、**作業場の片づけ**をしたり、**道具の手入れ**をしたりするよ。

業務日報（9月分）				
	午前	午後	残業	営業等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	2	
9/2	A 邸新築工事	B 邸改装工事	2	
9/3	C 様見積もり	A 邸新築工事	1	2
9/4	D 様打合せ	A 邸新築工事	1	4
9/5	社内打合せ	社内打合せ		8
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち営業等 80 時間）			

総支給額 40 万円

業務日報（9月分）				
	午前	午後	残業	営業等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	2	
9/2	A 邸新築工事	道具手入れ		2
9/3	A 邸新築工事	A 邸新築工事	1	
9/4	A 邸新築工事	A 邸新築工事	1	
9/5	A 邸新築工事	作業場の片づけ		4
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち営業等 16 時間）			

総支給額 35 万円

- ・毎月の工事現場以外の業務（営業等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 40 万円×80/160=20 万円」です。
- ・賞与についても、営業等の分を分けてください。

- ・毎月の工事現場以外の業務（営業等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 35 万円×16/160=35,000 円」です。
- ・賞与についても営業等の分があれば分けてください。

- ・2024 年 4 月頃、年度更新手続きとして、この書類をお送りします。
- ・2023 年 4 月～2024 年 3 月の間に支払った**営業等の業務分の賃金・賞与**を記入してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告		
	労働者	賃金額
2023 年 4 月	○	○○○○○
(省略)		
2023 年 9 月	4	735,000
(省略)		
2024 年 3 月	○	○○○○○
賞与等 2023 年 7 月	○	○○○○○
賞与等 2023 年 12 月	○	○○○○○
合計	○○	○○○○○

9 月のところに、労働者 4 名、賃金額は、30 万円+20 万円+20 万円+35,000 円の合計を記入します。

毎月の賃金額の合計が**賃金総額**です。これを基に**事務所労災**の保険料を計算します。

- ◆「半々くらい」、「時々」など、営業等の就労時間があいまいですと、賃金の**全額**を算入することになりますので、ご注意ください。
- ◆業務日報、作業日報、出勤簿など、形式は問いません。今あるものに、営業等の時間を記録してください。
- ◆労災事故がおきたとき、現場労災か事務所労災か、どちらの労災保険を適用するのが問題になることがあります。そのとき、**業務日報**または**作業日報**があると、労働基準監督署にケガの発生状況等の説明ができますので、日ごろから作成しておくことが大切です。

9. 労働保険料の対象となる賃金とは……

事業主が労働者に支払う賃金等には、労働保険料の対象となるものとならないものがあります。

労働の対償として支払われたものは、原則、**労働保険料の対象**になります。これは、「雇用保険料の対象となる賃金」と同じですので、「**雇用保険のしおり**」3 ページ**第 1 表**をご参照ください。

10. 加入金・会費・事務委託手数料は……

- ①加入金 5,000円 ②年会費 18,000円 ③事務委託手数料（特別加入者や常用労働者の数による）
 ◆工事現場の労災保険、雇用保険加入事業所は、年会費を二重にはいたしません。
 詳しくは、**会費等一覧表**をご参照ください。

11. 労働者の賃金台帳・出勤簿等を作成しておいてください。 **重要**

- ◆**事務所労災**では、**労働者**の入退職の手続きは必要ありませんが、万一の労災事故の手続きには、その**労働者**の**出勤簿、賃金台帳**のコピーが必要になります。
 ◆**出勤簿、賃金台帳、労働者名簿は、法定3帳簿**といい、事業主は作成することが**法律で義務付け**られています。日頃から作成しておいてください。

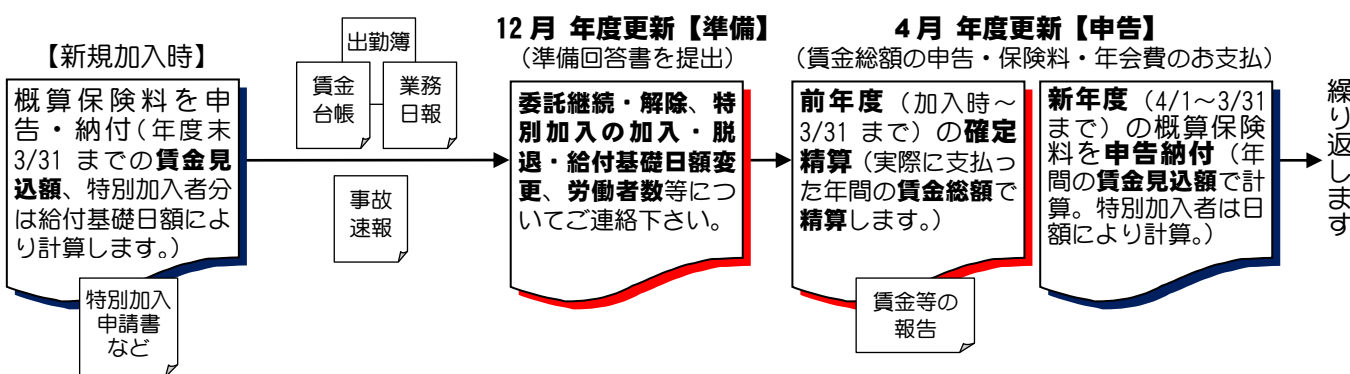
12. 次のときはお早めにご連絡ください。手続きが必要です。 **重要**

- ①会社名・代表者名・事業所所在地の変更、個人事業所を法人にするなど、事業所に変更があるとき
 ②特別加入者の追加、脱退をしたいとき
加入・脱退の希望日より前に申請手続きが必要です。遡っての加入・脱退はできません。
 脱退のときは、**手続完了月まで、特別加入保険料が必要**になります。
 ③特別加入者の**特別加入申請書記載の内容を変更**したいとき
 業務の具体的内容、所定労働時間など、加入時に申請書に記載した内容を変更するときは、監督署への**変更申請が必要**です。特定業務（粉じん・有機溶剤・振動・鉛）に該当することになった場合は、**健康診断受診が必要**になることがあります（監督署指定の健康診断になりますので、費用は無料です）。
 ④労働者を雇用しなくなり、今後も雇用の見込みがないとき
 「労働者を年間100日以上使用しない」こととなった場合は、**中小事業主としての特別加入**はできなくなります。事務所労災の中小事業主特別加入を脱退する手続きが必要になります。
 ⑤建設業を廃止したとき
 保険料の確定精算をし、還付金があるときはお返しいたします。
 ただし、会費・加入金・事務委託手数料等は**お返しできません**。

変更手続きをしないと、万一の事故の際に労災保険では補償されません。お早目にご連絡・ご相談ください。

13. 年度更新の手続きをしてください。 **重要**

毎年、**12月に年度更新【準備】、4月に年度更新【申告】**として、**年度更新関係書類**をお送りいたします。お送りする書類は必ずご確認の上、**期限内に手続き**をしてください。ご不明な点等はお早目にご相談ください。



◆労働保険料は、加入月、金額により、**3回に分割納付**できる場合があります。

働く人の **安心** と **安全** をバックアップ

ご不明な点など
 ごございましたら
 お気軽にご相談
 ください。

労働保険事務組合 一般社団法人 **愛知県建設産業協会**



〒466-0044 名古屋市昭和区桜山町 3-51-2

TEL 052-853-1410 FAX 052-841-4591

URL <https://www.aiken.ne.jp> E-mail: sankyo@aiken.ne.jp

あいけん 地下鉄桜通線「桜山」駅⑩番出口より北へ徒歩5分 駐車場有り

労災保険／雇用保険／建設業退職金共済／全建産国保／納税相談／各種研修会 等

◆営業時間 … 平日 9:00～17:00、第1・3土曜日 9:00～16:00

◆休日 … 日曜日、第2・4・5土曜日、祝日、年末年始、お盆

